

## 法人税法施行令の一部を改正する政令要綱

- 1 連結法人株式の譲渡等に伴う連結個別利益積立金額等の増加又は減少の対象となる金額の計算について、既修正等額を戻し入れることとなる場合を、連結法人株式を発行した連結法人にみなし配当の額が生ずる基因となる事由が生ずる場合において、調整積立金額が零を超えるとき又はみなし配当の額があるときであることとする。(第9条関係)

(注) 上記の改正は、平成22年10月1日以後のみなし配当の額が生ずる基因となる事由について適用する。ただし、法人の選択により、平成25年4月1日前に開始した事業年度については、従前どおりとすることができることとする。(附則第2条関係)

- 2 再生計画認可の決定等の事実が生じた場合の資産の評価益又は評価損の益金又は損金算入制度における評価益又は評価損の計上に適しない資産の範囲について、評価差額が1,000万円未満等の少額の資産を除外し、少額の減価償却資産の取得価額の損金算入制度又は一括償却資産の損金算入制度の適用を受けた減価償却資産その他これに類する減価償却資産を加えることとする。(第24条の2関係)
- 3 支配関係がある法人の間で適格合併等が行われた場合の繰越青色欠損金額に係る制限制度における引継対象外未処理欠損金額の計算について、次の見直しを行うこととする。なお、支配関係がある法人の間で適格組織再編成等が行われた場合の繰越青色欠損金額に係る制限制度におけるないものとされる欠損金額の計算についても同様とする。(第112条関係)

(1) 支配関係がある法人の間で適格合併等の日以前2年以内に特定支配関係法人を被合併法人等とする一又は二以上の特定適格組織再編成等が行われていた場合において、その一又は二以上の特定適格組織再編成等により移転があった一定の資産のうちその適格合併等に係る被合併法人等が有することとなったものは、その法人が支配関係発生日において有するものとみなして、引継対象外未処理欠損金額を計算する。

(2) 支配関係がある法人の間で適格合併等の日以前2年以内に特定支配関係法人を被合併法人とする一又は二以上の適格合併が行われていた場合等において、その適格合併等に係る被合併法人等の各事業年度において生じた欠損金額とみなされたもののうちに、各特定支配関係法人の特定資産譲渡等損失相当欠損金額に相当する金額があるときは、その金額は引継対象外未処理欠損金額に加算する。

(注) 上記の改正は、平成 25 年 4 月 1 日以後に最後に支配関係があることとなった法人の間で行われる適格合併等について適用する。(附則第 5 条関係)

4 上記 3 (2)の引継対象外未処理欠損金額に加算する金額について、特定支配関係法人の支配関係事業年度の前事業年度終了の時ににおける時価純資産価額によりその加算する金額の基礎となる金額を計算することができることとする。(第 113 条関係)

5 特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入制度について、法人が特定適格組織再編成等により移転を受けた資産のうちに、支配関係法人がその特定適格組織再編成等の日以前 2 年以内に行われた関連法人を被合併法人等とする一又は二以上の前特定適格組織再編成により移転があった一定の資産で関連法人のいずれかが関連法人支配関係発生日前から有していたものがある場合には、その資産は、特定引継資産に該当することとする。なお、法人が特定適格組織再編成等の直前の時において有する資産についても同様とする。(第 123 条の 8 関係)

(注) 上記の改正は、平成 25 年 4 月 1 日以後に最後に支配関係があることとなった法人の間で行われる特定適格組織再編成等について適用する。(附則第 6 条関係)

6 上記 5 により特定引継資産に該当することとなる資産について、関連法人の支配関係事業年度の前事業年度終了の時ににおける時価純資産価額によりその資産の譲渡等による損失の額を計算することができることとする。(第 123 条の 9 関係)

7 連結特定同族会社の留保金課税制度について、連結留保金額に連結法人間で行われた適格現物分配に係る移転資産の価額を含めることとする。(第 155 条の 23 関係)

8 その他所要の規定の整備を行うこととする。

9 この政令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行することとする。(附則第 1 条関係)